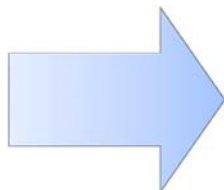


事業をとりまく状況

- 推進交付金の大幅な削減
- 活動組織及び取組面積の増加
- 平成27年度財務省予算執行調査による、  
取組面積あたりの推進交付金額の都道府県間格差の指摘



○ 業務量が増え続けるなか、  
限られた財源でどう事業推進をしていくか？



解決策

- 組織の広域化
- 事務等のシステム化 等

による事務負担の軽減

1

資料4-2 広域化による事務の効率化等、推進交付金の効率的な活用

組織の広域化

メリット

- (活動組織及び市町村共通)
  - 様式作成の統合、交付金交付事務処理の効率化
- (活動組織)
  - 広域活動組織に対する優遇措置
  - 多様な人材による活動の幅の拡大
  - 持続可能な組織体制の設立
  - 事務担当者の確保
- (市町村)
  - 組織が少数になることにより、統一的にきめ細かい指導が可能

平成28年度からの優遇措置

資源向上支払(長寿命化)の新規認定の際、広域活動組織に対して下記の優遇措置を実施。

- (1) 1集落あたり認定額上限なし  
(広域活動組織以外は1集落あたり200万円未満)
- (2) 上限額の減額措置なし  
(広域活動組織以外で、かつ直営施工を行わない組織にあっては単価の上限額を5/6に減額)

システム化による事務の軽減

メリット

- (活動組織及び市町村共通)
  - データの蓄積が可能
- (活動組織)
  - 提出書類作成のための事務処理の効率化
  - 事務作業時間の削減による活動の充実
- (市町村)
  - 様式の統一等による事務処理の効率化
  - 書類の作成指導でなく、活動に対する指導への重点化が可能

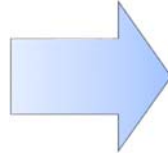
対策(案)

- (1) 都道府県間の連携によるシステム化
- (2) 都道府県単独でのシステム化

2

### 広域化のメリットはあるが・・・

- 組織間の交流がない
- 広域化のメリットが見えづらい
- 広域化のための事務手続

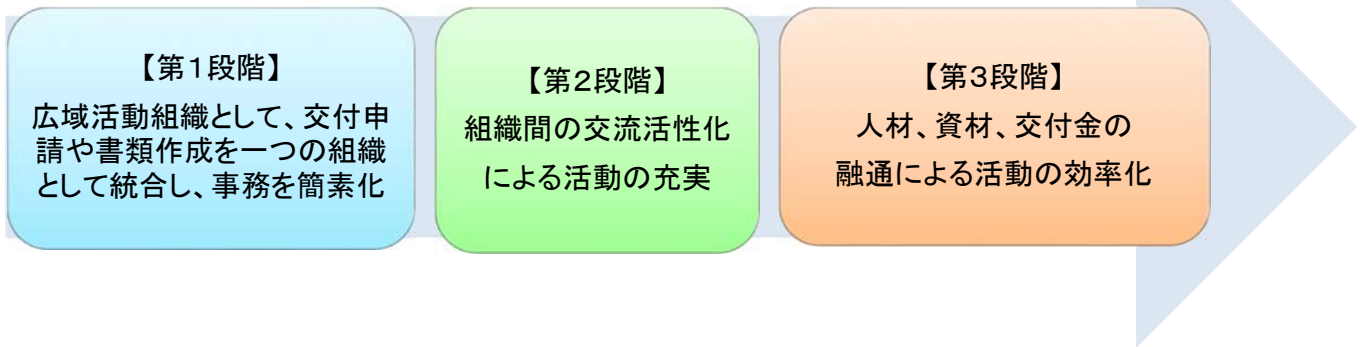


組織の広域化が進まない



### 行政主導による組織の広域化の推進

- まずは事務簡素化のための広域化から実行
- 最終的には活動体制の統合



## 平成 28 年度に事業計画の終期を迎える組織への注意事項

平成 24 年度を始期とする活動計画となっている組織については、平成 28 年度が計画期間の終期を迎えることになる。

平成 29 年度以降も継続して活動に取り組む組織、当該年度をもって終了する組織があると思われるが、現計画期間の終期を迎えるにあたり、以下の事項について適切に対応願いたい。

### 1. 地域資源保全管理構想の策定

実施要綱（別紙 1）の第 4 の 2 に基づき、活動期間中（平成 28 年度が活動終了年度の組織にあつては平成 28 年度まで）に地域資源保全管理構想を策定すること。

詳細については、実施要領の第 1 の 2 の（2）、実施要領（別記 1 - 4）の第 4 を参照のこと。

### 2. 事業費の精算

実施要領第 1 の 12 及び第 2 の 13 に基づき、事業計画に定める実施期間終了年度末に残額が生じたときは、当該残額を市町村長に返還するものとする。

ただし、実施期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、農地維持活動、資源向上活動（共同、長寿命化）を継続する対象組織については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく農地維持支払交付金及び資源向上活動（共同、長寿命化）に係る交付金の経理に含めることができるとされている。

このことから、市町村等においては、各組織が翌年度に交付金が交付されるまでの間に真に必要な金額について精査を行い、必要最小限の金額のみを翌年度に持越させるものとし、明確な支出予定のない交付金については、返還の措置を適切に行わせること。

### 3. 事業計画の再認定又は変更申請

継続して活動に取り組む組織にあつては、新規組織と同様、実施要綱（別紙 1）第 6 の 1 及び 4、実施要綱（別紙 2）第 6 の 1 及び 4 に基づき、新たに事業計画の認定を受ける必要があることから、活動組織の総会を経て必要な書類を整え、平成 29 年度早々に市町村長へ申請すること。（※別添参照。）

なお、中山間地域等直接支払交付金と活動期間の整合を図るため、事業期間の延長を行う組織にあつては、事業計画の変更事由に該当することから、市町村長へ変更申請し、平成 28 年度中に認定を受ける必要がある。



# 平成28年度に事業計画の終期を迎える組織は、新たに事業計画の認定が必要になります!!

👉 活動を継続する場合、事業計画をつくる必要はあるの？

注目!!

- 継続して活動に取り組む組織にあつては、新規組織と同様に法律に基づく事業計画を作成して、新たに市町村の認定を受けてください。

👉 事業計画をつくるのは大変なの？

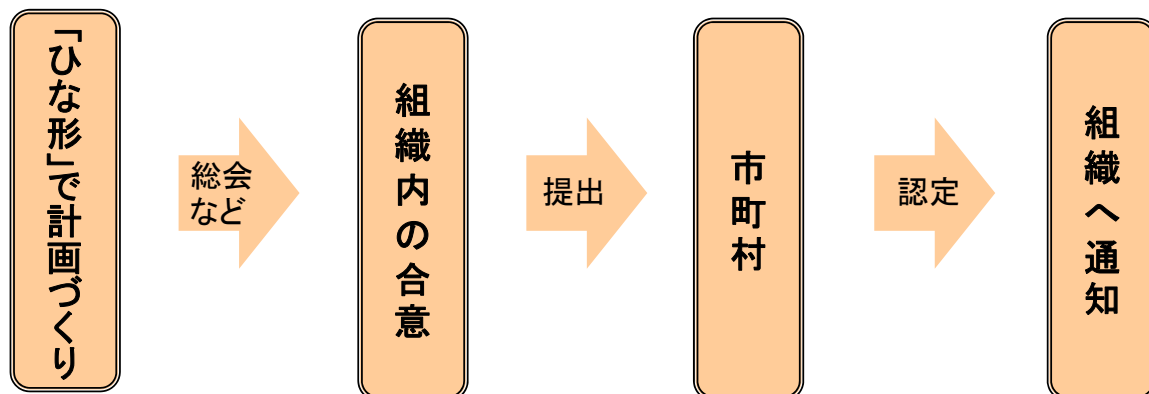
簡単!!

- 次ページの「ひな形」に活動計画書と参加同意書を添付すればOKです。
- 平成29年度からの活動に向け、組織で合意した新たな活動計画書、規約、参加同意書等を添付します。
- 中山間地域等直接支払や環境保全型農業直接支払も、この「ひな形」へ一緒に書き込めば事業計画がつくれます。

👉 どんな手続きが必要なの？

早めに準備を!!

- 簡単な手続きで、事業計画の認定が受けられます。



早期の事業計画認定のため、今年度中（平成29年3月まで）に事業計画をつくりましょう。

**青字** は個別に記載していただく箇所です。

(様式第6-5号)

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事業計画（案）

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇〇〇地域保全会 印

### 1 多面的機能発揮促進事業の目標

#### 1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保管理することが必要である。

#### 2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(注) 市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

(注) 活動内容を踏まえて記載してください。

### 2 多面的機能発揮促進事業の内容

#### (1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

##### ① 種類(実施するものに○印を付すこと。)

(注) 活動内容に合わせて記載してください。	1号事業（多面的機能支払交付金）	
	○	法第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。)(農地維持支払交付金)
	○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。)(資源向上支払交付金)
		2号事業(中山間地域等直接支払交付金)
		3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)
		4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

##### ② 実施区域

別添の〇〇〇〇地域保全会の多面的機能支払交付金に係る活動計画書(以下「活動計画書」という。)(別紙)協定対象区域図面)のとおり。

#### (2) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 保管理する区域内の農用地、施設」並びに「(別紙)協定対象区域図面)のとおり。

#### (3) 活動の内容

##### イ イの活動

活動計画書「Ⅲ. 活動の計画」の「1. 農地維持支払」に記載のとおり。

##### ロ ロの活動

活動計画書「Ⅲ. 活動の計画」の「2. 資源向上支払」に記載のとおり。

(注) 活動内容に合わせて記載してください。

### 3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

### 4 農業者団体等の構成員に係る事項

多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1活動組織規約」の「(別紙)活動組織参加同意書」に記載のとおり。

(注) これは多面的機能支払のみに取り組む場合の記載例です。

中山間地域等直接支払など、他の事業にも一緒に取り組む場合は、必要事項を書き加えます。

## 「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の適切な実施について (指導上の留意点)

平成26年度に多面的機能支払交付金が創設され、新たに農地維持支払の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」(以下、「推進活動」)が必須の活動として追加されたところであり、担い手農家への農地集積の加速化や農村地域の過疎化・高齢化の進行等の構造変化に対応し、将来に渡って地域資源の適切な保全管理ができる体制の検討・構築が重要。

しかしながら、平成27年度の予算執行調査では、推進活動について、一部の活動組織において、構造変化に対応した保全管理に向けた実効性のある活動が行われていないとされ、活動の効果が客観的に評価され実効的な活動が行われるような仕組みを整備すべき、との指摘があったところ。

### ※「平成27年度予算執行調査資料 総括調査票」(平成27年6月財務省)より抜粋

#### 【調査結果及びその分析】

平成26年度に新設された「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の実施による効果(見込みも含む)として、～中略～(活動組織の)19%は「担い手の負担軽減のための話合いの実施」のみを挙げており、自らが行う推進活動の効果やその見込みを客観的に捉えていないと考えられる。

また、17%の活動組織においては、水路等の保全管理活動が「構造変化に対応した保全管理の目標」に即して実施する段階に至っていない。

このように、活動組織の2割弱程度は、構造変化に対応した保全管理に向けた実効性のある活動が行われていないと考えられる。

#### 【今後の改善点・検討の方向性】

- ・ 活動組織に対して、効果の評価指標の設定、定期的な自己評価、市町村等への報告を求めるなど、効果が客観的に評価され実効的な活動が行われるような仕組みを整備すべき。

これを踏まえ、平成28年度以降は、毎年度、市町村が活動組織に自己評価を求め、取組の実施状況等をもとに評価する仕組みを導入することとした。この評価結果は、中間評価にも活用することを予定。

(推進活動の適切な実施は、今後、施策の有効性を対外的に示していくためにも有用であり、より一層重要性を増していくもの。)

については、適切な推進活動の実施にあたり、以下の点に留意し、活動組織に対して適切に指導願いたい。

## 1. 推進活動の趣旨に対する活動組織の理解醸成



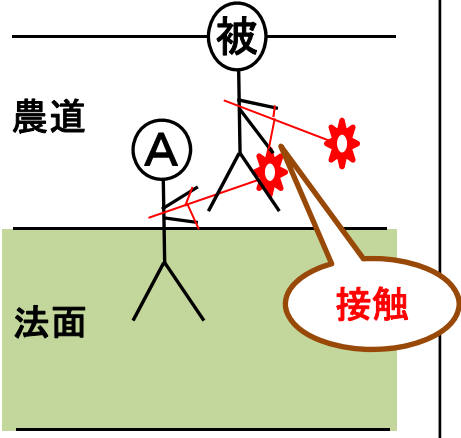
推進活動は平成26年度から新たに追加された取組であることから、平成26年度以降に多面的機能支払の活動を開始した新規地区のみならず、農地・水保全管理支払からの継続地区に対しても、引き続き、推進活動の趣旨を適切に理解した上で、毎年度、適切に活動が実施できるよう、研修会等での説明や抽出検査等、様々な機会を捉えた個別支援、指導をすること。併せて、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定することを指導すること。


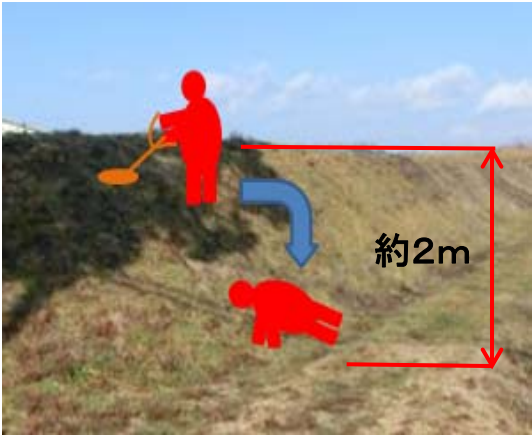
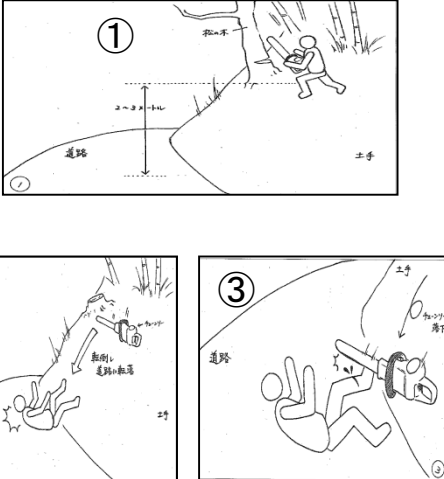
## 2. 推進活動の記録作成・保管

活動記録（様式第1－6号）に推進活動の実施日時・内容を記録するのみならず、翌年度以降の推進活動の実施や地域資源保全管理構想策定の参考資料とすべく、検討会・研修会の開催案内や資料、議事録、意向調査等の結果のとりまとめ等を作成し保管するよう指導すること。




## 多面的機能支払の活動中の事故事例（H27年度）

地区名	事故内容
A 活動組織 (I 県)	<p>○活動項目：農地維持 ○作業内容：農道の草刈り作業</p> <p>○事故概要：後方で作業していた被害者が、草刈り中のA氏の脇を通り前方へ移動しようとした際、A氏の草刈り機の刃が左足首に当たり負傷。</p> <p>○被災状況：裂傷(アキレス腱2本断裂) ○発生原因：作業環境の状況・安全の確認不足</p> 
B 活動組織 (J 県)	<p>○活動項目：農地維持 ○作業内容：水路の泥上げ作業 ○事故概要：すくった泥をスコップで水路脇にはね上げた際、体のバランスを崩し、水路法面で転倒し、コンクリートフリームの天端に左腕を打ちつけた。</p> <p>○被災状況：左腕骨折(全治2.5か月) ○発生原因：安全な作業をする知識、技能不足。</p> <p>事故箇所</p> 
C 保全管理協定 (K 県)	<p>○活動項目：農地維持 ○作業内容：排水路法面の草刈り</p> <p>○事故概要：被災者は前方で作業していたA氏を追い越そうとしたところ、A氏も次の場所へ移動する間際で後方から来た被災者に気づかず、A氏の草刈機が指に接触。</p> <p>○被災状況：右環指不全切断(開放骨折)右示中・環指伸筋腱断裂</p> <p>○発生原因：作業環境の状況・安全の確認不足(後方からの接近及び草刈機動作中の振り返り)。声がけ時等に係る組織内での取り決め周知不足。</p> 

地区名	事故内容	
<p>E 保全会 (M県)</p>	<p>○活動項目：資源向上(共同) ○作業内容：農地周りの藪等の伐採</p> <p>○事故概要：高さ約6mの枝を、ハシゴに登り伐採していたところ、切断途中の枝が折れその枝がハシゴに当り、その勢いでハシゴが弾き飛ばされ、転落</p> <p>○被災状況：頭部を負傷 意識不明で入院中</p> <p>○発生原因：周囲(特に足場)の安全確認の不備。安全な作業方法の周知不足。 (作業現場環境整備の不備)</p>	
<p>F 保全組合 (N県)</p>	<p>○活動項目：農地維持 ○作業内容：農用地法面の草刈り水路の草刈り</p> <p>○事故概要：急傾斜の農地法面で草刈機による作業をしていた際、誤って足を滑らせ転倒</p> <p>○被災状況：右腓骨骨折</p> <p>○発生原因：前夜からの降雨で法面が滑りやすい状況下であったこと (危険な作業環境)</p>	
<p>G 保全会 (O県)</p>	<p>○活動項目：資源向上(共同) ○作業内容：雑木の伐採・除去作業</p> <p>○事故概要：道路法面の支障木の伐採作業中、支障木の根元が被災者にあたり、法面から転落。チェーンソー(運転停止状態)が左足ふくらはぎに衝突。</p> <p>○被災状況：左足ふくらはぎに8cm程度の裂傷</p> <p>○発生原因：不安定な足場に加え、状況・安全確認が不足していたこと</p>	

# 多面的機能支払の活動中のこれまでの重大事故事例

地区名	事故内容
<p>A 保全会 (I 県)</p>	<p>○活動項目：農地維持 ○作業内容：雑木の伐採・除去作業</p> <p>○事故概要：単独で水路横の直径約30cmの雑木をチェーンソーで伐採中、頭部に直撃したと推定。</p> <p>○被災状況：重体の後、死亡 ○発生原因：ヘルメットの非着用。安全な作業方法の周知不足(作業面反対側への切り込み)。</p> 
<p>H 保全会 (P 県)</p>	<p>○活動項目：農地維持 ○作業内容：伐採済み雑木の枝打ち作業</p> <p>○事故概要：ため池管理用道路の通行の支障となっていたため伐採し、横倒しとなっていた雑木の枝打ち作業中、木がバランスを崩して動き出し、被災構成員が下敷きとなった。</p> <p>○被災状況：死亡(即死) ○発生原因：安全な作業方法の周知不足(対象物が不安定な状態での作業)。</p> 
<p>C 保全 管理 協定 (K 県)</p>	<p>○活動項目：農地維持 ○作業内容：排水路法面の草刈り</p> <p>○事故概要：被災者は前方で作業していたA氏を追い越そうとしたところ、A氏も次の場所へ移動する間際で後方から来た被災者に気づかず、A氏の草刈機が指に接触。</p> <p>○被災状況：右環指不全切断(開放骨折)右示中・環指伸筋腱断裂</p> <p>○発生原因：作業環境の状況・安全の確認不足(後方からの接近及び草刈機動作中の振り返り)。声がけ時等に係る組織内での取り決め周知不足。</p> 